

新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用者が大きく減少している営業店舗に対して、感染予防対策を継続もしくは新たに導入するために必要な経費を補助することにより、事業者による感染予防対策及び事業継続にかかる取組を支援することを目的とし、もって事業者の衛生意識の向上に資するものとする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、令和3年1月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
 - 4 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第1項の規定により交付申請と併せて実績報告を受けたときは、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。
 - 4 第3項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式第3号によるものとする。
 - 5 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
 - 6 交付決定後、規則等に定める補助事業者の行うべき義務を履行しなかった場合、知事は交付決定を取り消すことができる。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と令和3年1月29日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとし、補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第8条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、様式第5号を提出するものとする。

2 知事は、概算払の請求を受けたときは、補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付決定額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日実施事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業</p>	<p>以下（１）、（２）を満たすこと。</p> <p>（１）店舗の感染予防対策を実施する事業者</p> <p>（２）以下のいずれかの店舗・施設を有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第52条第1項による飲食店営業許可または喫茶店営業許可を有する施設（以下「飲食店」という。） ・旅館業法第3条第1項に定める許可を有する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。） ・旅行業、運輸業、お土産製造・販売等の観光関係事業（以下、「観光関係」という。） ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、売上が前年同月比でおおむね3割減少した接客を伴う営業店舗 ・その他、くらしの安心局長が認める者 	<p>令和2年4月1日以降に支払った以下の経費</p> <p>（１）衛生用品購入費 マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等の衛生消耗品を購入する経費</p> <p>（２）物品購入費、機器導入費 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、非接触型体温計の購入や、カード決済・電子マネー導入にかかる経費、その他衛生用品以外の物品購入、機器導入にかかる経費</p> <p>（３）改修・修繕工事・委託費 パーテーション設置、換気設備設置（点検・クリーニング含む）、手洗い場設置・修繕、その他感染予防対策を実施するために必要な施設の改修、修繕にかかる経費</p> <p>（４）その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費</p>	<p>9 / 10</p>	<p>1事業者あたり 200千円（1回限り）</p> <p>ただし、県内に複数店舗を有する事業者は、店舗数に関わらず400千円を上限とする。</p> <p>また、3（1）については100千円を上限とする。</p>

※補助対象経費のうち工事費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金
交付申請書（実績報告書）

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

(自署の場合は押印不要)

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等
交付規則第5条の規定により、 下記のとおり申請します。

下記のとおり実績を報告します。

記

1 確認事項

<input type="checkbox"/> 鳥取県内に以下のいずれかの店舗を有する、もしくは営業している。		
<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 観光関係 <input type="checkbox"/> 売上が急減した店舗		
店舗名	所在地	業種
<input type="checkbox"/> 現在営業を継続している。(臨時休業含む)		
<input type="checkbox"/> 店舗の感染予防対策に取り組む。		

上記で「売上が急減した店舗」を選択した場合は以下も記入してください。

当該年の売上状況 (任意の月)		前年の売上状況 (左記と同月)	
年 月	円	年 月	円

※創業後1年を経過しておらず前年の売上状況と比較できない場合は、「前年の売上状況」欄
に収支計画に基づく当該年の売上見込み額を記入してください。

2 交付申請額 (実績額)

_____ 円

(内訳)

<input type="checkbox"/> 衛生用品購入費	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> ゴム手袋 <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 手洗い用洗剤 <input type="checkbox"/> その他の衛生消耗品 ()	円
<input type="checkbox"/> 物品購入、機器導入費	<input type="checkbox"/> 仕切り用のアクリル板 <input type="checkbox"/> 透明ビニールカーテン・シート <input type="checkbox"/> 非接触型体温計 <input type="checkbox"/> カード決済・電子マネー導入にかかる経費 <input type="checkbox"/> その他の物品購入・機器導入費 ()	円
<input type="checkbox"/> 改修・修繕工事・業務委託費	<input type="checkbox"/> パーテーション設置 <input type="checkbox"/> 換気設備整備・修繕(点検・クリーニング含む) <input type="checkbox"/> 手洗い場設置・修繕 <input type="checkbox"/> その他の工事費・委託費 ()	円
<input type="checkbox"/> その他店舗の感染予防対策に必要なと認められる経費	()	円
合計	(合計額×9/10=	円 円)

3 他の補助金の活用の有無

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援補助金
企業内感染症防止対策補助金(緊急対応型・体制整備型)
(緊急対応型の場合の交付申請時期 令和2年5月以前 令和2年6月以降)
緊急応援補助金(経営危機克服型)
その他(補助金名 交付団体)
同種の補助金の利用(予定含む)はない

4 消費税の取扱い

- 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者

5 添付資料

<交付申請時>

- (飲食店、宿泊施設の場合) 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証、旅館業許可証のいずれかの写し

(飲食店、宿泊施設以外の場合) 定款もしくは会社パンフレット等

- (1で「売上が急減した店舗」を選択した場合) 前年の月別の売上が確認できる書類
 (工事、委託を行う場合) 工事設計書、委託内訳書等の支出金額の内訳が確認できる書類

<実績報告時>

- 補助対象経費にかかる領収書の写し
 (工事、委託を行う場合) 工事設計書、委託内訳書等の支出金額の内訳が確認できる書類
 (交付申請時に提出していない場合) 口座振込依頼書

補助金を振り込む口座の通帳の写し(店番、口座番号、口座名義人カナ名が確認できる部分)

年 月 日

様

職 氏 名 印

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付決定通知書（及び概算払いについて（通知））

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱（令和2年6月1日付第202000055902号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第4項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

（概算払いを行う場合）

6 概算払額等

- | |
|------------|
| （1）概算払額 |
| （2）概算払いの時期 |

年 月 日

様

職 氏 名 印

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付決定及び
交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

(自署の場合は押印不要)

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおりで、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

- 変更
- 中止
- 廃止

記

交 付 決 定 額	円
変更(中止・廃止)後の額	円
差 引 額	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の内容	
変更(中止・廃止)の理由	

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地
名 称
代表者 職氏名 印

（自署の場合は押印不要）

令和2年度仕入控除税額確定報告書

新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
- | | | |
|--------------|---|---|
| (1) 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
- | | | |
|--|---|---|
| | 金 | 円 |
|--|---|---|
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
- | | | |
|--|---|---|
| | 金 | 円 |
|--|---|---|
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1 の(1) | | |
| $(3 - 2) \times \frac{\quad}{1$ の(2) | 金 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

(自署の場合は押印不要)

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付で申請した新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金について、新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助申請額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	

添付書類 口座振込依頼書
通帳の写し